

第 1 1 号議案

桶川市介護保険条例の一部を改正する条例

桶川市介護保険条例（平成 1 2 年桶川市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>27,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>33,750円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>40,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>48,600円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>70,200円</u></p> <p>(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 <u>81,000円</u></p> <p>(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 <u>86,400円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>39,750円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,700円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>57,240円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>63,600円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>76,320円</u></p> <p>(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>82,680円</u></p> <p>(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 <u>95,400円</u></p> <p>(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 <u>101,760円</u></p>

<p>(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 <b>97,200円</b></p> <p>2 <b>平成30年度から令和2年度まで</b>の令第39条第1項第6号イの市の定める額は、120万円とする。</p> <p>3 <b>平成30年度から令和2年度まで</b>の令第39条第1項第7号イの市の定める額は、<b>200万円</b>とする。</p> <p>4 <b>平成30年度から令和2年度まで</b>の令第39条第1項第8号イの市の定める額は、<b>300万円</b>とする。</p> <p>5 <b>平成30年度から令和2年度まで</b>の令第39条第1項第9号イの市の定める額は、400万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<b>令和2年度</b>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<b>16,200円</b>とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<b>令和2年度</b>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<b>16,200円</b>」とあるのは、「<b>20,300円</b>」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<b>令和2年度</b>における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「<b>16,200円</b>」とあるのは、「<b>37,800円</b>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 <b>114,480円</b></p> <p>2 <b>令和3年度から令和5年度まで</b>の令第39条第1項第6号イの市の定める額は、120万円とする。</p> <p>3 <b>令和3年度から令和5年度まで</b>の令第39条第1項第7号イの市の定める額は、<b>210万円</b>とする。</p> <p>4 <b>令和3年度から令和5年度まで</b>の令第39条第1項第8号イの市の定める額は、<b>320万円</b>とする。</p> <p>5 <b>令和3年度から令和5年度まで</b>の令第39条第1項第9号イの市の定める額は、400万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<b>令和3年度から令和5年度までの各年度</b>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<b>19,100円</b>とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<b>令和3年度から令和5年度までの各年度</b>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<b>19,100円</b>」とあるのは、「<b>23,900円</b>」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<b>令和3年度から令和5年度までの各年度</b>における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「<b>19,100円</b>」とあるのは、「<b>44,600円</b>」と読み替えるものとする。</p>
---	---

## 附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の桶川市介護保険条例の規定は、令和 3 年度分の保険料から適用し、令和 2 年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

令和 3 年 2 月 2 2 日提出

桶川市長 小 野 克 典

## 提 案 理 由

桶川市高齢者福祉計画及び桶川市介護保険事業計画の見直し等に伴い、保険料率の改定その他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。